

地域森林計画の案の縦覧が始まりました

森林法第6条第1項の規定により多摩地域森林計画の案の縦覧を行っています。

多摩地域森林計画は、多摩地域の私有林について、森林関連施策の方向や伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を定めており、5年毎に10年を一期として立てる計画です。

なお、森林法第6条第2項の規定により、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間中に文書により意見を申し立てることができます。

1 縦覧期間

平成27年10月30日（金）～平成27年11月30日（月）までの間
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日の閉庁日を除く）

2 縦覧場所及び時間

(1) 東京都産業労働局農林水産部森林課

午前9時～午後5時（正午から午後1時までの間は除く）

(2) 東京都森林事務所保全課計画係

午前9時～午後5時（正午から午後1時までの間は除く）